



# 自主防災組織の 災害対応手引き (抜粋版)

姫 路 市

## 手引きの目的

大規模な災害が発生すると、行政や防災関係機関による救助や消火などの活動が十分にできない場合も予想されます。このような時、自主防災組織を中心とした地域ぐるみの防災活動が、災害を最小限にとどめ、スムーズな復旧活動にも大きな力を発揮します。

この手引きは、自主防災組織の日頃の防災活動の活性化並びに、災害の局面に応じた安全・的確かつ迅速な活動に資することを目的として作成しています。

## 自主防災組織の現況

姫路市では、昭和 56 年から自治会単位で実効性の高い自主防災組織づくりを進めており、令和元年 7 月末現在 784 の自主防災会が結成されています。

## 自主防災組織の役割

自主防災組織は、災害が発生した際、地域住民が的確に行動し被害を最小限にするため、平常時・災害時の両面で次のような非常に重要な役割を担っています。

### 【自主防災組織の主な役割】

平常時の役割：防災資機材の備蓄・管理、地域内の安全点検、地域内の人材・要援護者の把握、防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施 など  
災害時の役割：避難の呼びかけ・誘導、初期消火活動、被災者の救出・救助、要援護者の支援、避難所の運営・支援、一時避難場所（地域の集会所など）の開設・運営、地域の被害情報の収集 など

## 平常時の活動

平常時の活動の成果が、万が一の災害発生時に生かされます。

日頃から地域のみなさんで、役割分担や防災資材、地域内の災害時要援護者などを確認するとともに、姫路市版携帯・災害避難カード「命のパスポート」を活用して各種訓練を実施しておくことが大切です。

- 1 組織のリーダーを決める
- 2 活動計画・活動目標を決める
- 3 組織を運営し、地域の人材を把握する
- 4 地域の防災資機材を点検する
- 5 地域の危険箇所や防災施設を把握する
- 6 要援護者の見守り体制をつくる
- 7 情報の入手先を把握する
- 8 勉強会等で正しい防災知識を普及・啓発する
- 9 防災訓練を実施し地域の防災力を高める
- 10 他地域・組織との協同・連携を行う

# 災害時の活動

## 地震編

地震による災害時に、自主防災組織が発災初期にどのような活動をすべきかについて記載しています。



## 風水害、高潮及び土砂災害編

台風や前線等の豪雨による災害時に、浸水被害、高潮、土砂崩れが予想される地域の自主防災組織が、発災前から発災初期にかけてどのような活動をすべきかについて記載しています。

| 台風（豪雨）が来る前に                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>☆ 情報収集</li><li>☆ 役割分担の確認</li><li>☆ 地域の危険箇所の点検・確認</li><li>☆ 非常時の連絡先・連絡方法の確認</li><li>☆ 避難所等の確認</li><li>☆ 住民への備えの呼びかけ</li><li>☆ （必要に応じて）一時避難場所の開設</li><li>☆ （必要に応じて）市が開設する自主避難場所の開設依頼</li></ul> |
| 台風が来たら（豪雨になったら）                                                                                                                                                                                                                    |
| <ul style="list-style-type: none"><li>☆ 気象情報等の確認</li><li>☆ 避難のタイミングの確認</li><li>☆ 各団体との連携</li><li>☆ 住民への注意喚起</li><li>☆ （必要に応じて）水門・樋門等の確認及び操作</li><li>☆ 浸水・土砂崩れ発生時の対応</li></ul>                                                      |
| 避難情報が発令されたら                                                                                                                                                                                                                        |
| <ul style="list-style-type: none"><li>☆ 発令の伝達及び住民への避難の呼びかけ</li><li>☆ 避難経路の安全確認</li><li>☆ 災害時要援護者の避難の促進及び支援</li><li>☆ 自主防災組織の活動体制の確立</li></ul>                                                                                      |
| 避難所（緊急避難場所）の開設                                                                                                                                                                                                                     |
| <ul style="list-style-type: none"><li>☆ 避難者の収容</li><li>☆ 避難者数の把握・確認</li><li>☆ （中長期にわたるおそれがある場合）避難所の立ち上げ</li></ul>                                                                                                                  |
| 災害が収束したら                                                                                                                                                                                                                           |
| <ul style="list-style-type: none"><li>☆ 住民への情報伝達</li><li>☆ 避難所等の閉鎖</li><li>☆ 地域の被害の確認・とりまとめ</li></ul>                                                                                                                              |

# 参 考

## 自主防災組織【標準的な班編成及び役割】

| 編成                | 役割                                                     |                                                                               |
|-------------------|--------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
|                   | 平常時                                                    | 災害時                                                                           |
| 本部（自主防災会長・隊長・副隊長） | 1 会の統率及び運営指導<br>2 防災訓練の実施<br>3 一時避難場所の選定               | 1 各班の調整、指導及び防災関係機関との連絡調整<br>2 避難所等の開設・運営の調整<br>3 （風水害時）自主避難場所としての一時避難場所の開設    |
| 総務班               | 1 全体調整<br>2 他機関との連絡調整<br>3 災害時要援護者の把握                  | 1 全体調整<br>2 他機関との連絡調整<br>3 被害・避難状況の全体把握（災害時要援護者の避難状況等）<br>4 災害時要援護者の避難の支援     |
| 情報広報班             | 1 防災知識の普及・啓発<br>2 情報伝達訓練の実施                            | 1 情報の収集伝達、避難情報の伝達<br>2 被害情報を集約し、防災機関へ通報<br>3 出火防止の広報                          |
| 消火班               | 1 資機材の点検・管理<br>2 防火の広報<br>3 初期消火訓練の実施                  | 1 火災の警戒（地域パトロール）<br>2 初期消火活動                                                  |
| 救助班               | 1 資機材の調達・管理<br>2 資機材の取扱いの習得<br>3 救出訓練の実施               | 1 負傷者の救出活動                                                                    |
| 応急救護班             | 1 負傷者の応急救護に必要な知識及び技術の習得<br>2 負傷者の搬送法の習得<br>3 応急処置訓練の実施 | 1 負傷者の応急救護<br>2 負傷者の搬送                                                        |
| 避難誘導班             | 1 集合場所、避難経路、避難場所、標識などの巡回・点検<br>2 地域内の現状把握<br>3 避難訓練の実施 | 1 集合場所、避難経路、避難所の安全確認<br>2 人員点呼<br>3 避難の説得<br>4 住民の避難誘導<br>5 災害時要援護者の避難の支援（補佐） |
| 給食給水班             | 1 器具の点検                                                | 1 給水活動<br>2 炊出し<br>3 水・食料の配分                                                  |

## 【主な防災訓練のメニュー】

|           |                                                                                                               |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 救出・応急救護訓練 | 倒壊家屋からの救出、ケガ人の手当・搬送、心肺蘇生法、AED使用方法の確認等、救出・応急救護方法を習得する訓練。消防機関と連携して実施すると効果的です。                                   |
| 初期消火訓練    | 消火器、バケツリレーなどによる初期消火の方法や、火災から身を守る方法等を習得するための訓練。消防機関と連携して実施すると効果的です。                                            |
| 避難・誘導訓練   | 地域の避難方法・避難経路を確認し、落ち着いて速やかに安全な場所に避難できるようにするための訓練。社会福祉施設等と連携して要配慮者の避難支援訓練と合わせた実施も効果的です。                         |
| 避難所運営訓練   | 「姫路市避難所運営のポイント」を活用し、避難所開設・運営手順を確認する訓練。多くの避難者が発生した場合に避難所の運営を円滑に進めるためには、施設管理者や同じ避難所に避難する他の自主防災組織との共同訓練も実施しましょう。 |
| 給食・給水訓練   | 災害時において、住民に円滑に食料や飲料水を配給するための訓練。地域イベント等と連携しやすい訓練です。                                                            |
| 情報収集・伝達訓練 | 地域の被害状況や避難状況等の情報を収集し、市や防災関係機関へ伝達するとともに、市等から発信される情報を地域住民に伝達する訓練です。                                             |

## 【その他の訓練】

|                                              |                                                                                                                                                                                                         |
|----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 避難所HUG<br>(Hinanzyo 避難所、Unei 運営、Game ゲーム)    | HUG (ハグ) は「抱きしめる」という意味から、避難者を優しく受け入れる避難所のイメージと重ね合わせて名付けられました。避難者の年齢や性別など、それぞれが抱える事情が書かれたカードを避難所の体育館や教室に見立てた平面図に適切に配置できるか、次々起こる出来事にどう対応していくかを、参加者で意見を出しあったり、話し合ったりしながら、避難所の運営を学ぶことができるゲームです。             |
| D I G (Disaster 災害、Imagination 想像力、Game ゲーム) | D I G (ディグ) は「掘る」という意味を持つ英語の言葉であり、「災害を理解する」、「まちを探究する」といった意味が込められています。参加者が、大きな地図を囲んで書き込みを加えながら、身近な地域で起こるかもしれない災害を具体的なものとして捉えることができるゲームです。                                                                |
| クロスロード<br>(Crossroad)                        | クロスロードは、岐路、分かれ道のことで、そこから転じて、重要な決断、判断のしどころを意味します。実際の災害で問題となった災害対応のジレンマに対して、参加者がカードを使い、自分自身で、二者択一の設問に Yes または No の判断を下し、防災を「我が事」として考えるとともに、参加者同士で、相互に意見を交わすことにより、自分と同じ意見や異なる意見など多くの価値観や視点にふれることができるゲームです。 |

## 【連合自治会長の役割】

- 1 校区全体の概況把握
  - ・過去の浸水箇所、浸水想定区域、土砂災害警戒区域 など
- 2 各連絡先の確認
  - ・単位自治会長、消防分団、民生委員・児童委員、小学校等の拠点避難所（校長・教頭）、避難所担当職員（市職員）など
- 3 （必要に応じて）市が開設する自主避難場所の開設依頼
  - ・住民から自主避難についての問合せがあるなど、市による自主避難場所の開設が必要と判断する場合は、市に対し、9時から17時頃の間に自主避難場所の開設を依頼します。（災害警戒本部：221-2200）
- 4 避難情報の伝達ルート
  - ・避難情報の発令時には、市災害対策(警戒)本部から連合自治会長に連絡しますので、住民への周知をお願いします。
- 5 避難者数の確認
  - ・避難者数を確認し、市（避難所担当職員）や施設管理者との情報共有をお願いします。
- 6 中長期にわたる場合の避難所運営の全体コーディネート
  - ・避難所運営について、自治会、市(避難所担当職員)、施設管理者等で協議し、円滑な避難所運営がなされるようコーディネートをお願いします。
- 7 代理者等の確認
  - ・避難情報の発令時など、連合自治会としての対応に追われる場合であっても、単位自治会長としての役割が果たされるよう、代行者を決めておく、役割分担を決めておくなどの対応をお願いします。
- 8 地域の被害の確認・とりまとめ
  - ・状況が落ち着いた時点で、被害状況やコミュニティ防災倉庫の資機材の使用について、市や関係機関に報告をお願いします。

作成・発行：姫路市政策局危機管理室  
発行年月：令和3年4月